

日本文の『読み』に見出される諸問題の史的検討

——日本文の『読み』に関する実験的研究・第一——

大 伴 茂

『日本文の「読み」に関する実験的研究』は、二つの研究から成る。第I研究は本論文『日本文の「読み」に見出される諸問題の史的検討』であり、第II研究は、この史的検討から見出すことの出来た問題を、甲南女子大学心理学研究室に特設するアイ・ムーヴメント・カメラを使用し、『漢字かなまじり文の「読み」における眼球運動の撮影記録による実験的研究』として発表するものである。

『読む』ということが、個人的、民族的に、生活的、文化的に、如何に重要な役割をもつものであるかは、あらためて述べるまでもないが、このことは当然に心理学者や社会学者の注意を促すところとなり、特に教育学者は、この問題は人類の進歩、民族の興隆、国運の発展に大いにかかわりをもつものであるとして、特別の関心をもち、これを近代教育における極めて重要な問題の一つとし、進歩的政治家はまたこれをもって文化建設ないし文化革新の基礎工作の一つとした。

私は教育学徒として、日本文化の真実の建設と発展のために、二つの問題に生涯の関心をもって来たが、その1は日本天才児に関する実証的研究であり、その2は『日本国字に関する実験的研究』であった。(注1)、大伴茂『日本天才児の研究』1—240、1948年、平凡社、(2)、大伴茂『日本天才児の心理学的研究』、1—314、1961年、弘文堂、(3)、大伴茂『天

才』、1—288, 1962年、青山書店) (4) 大伴茂—An Experimental Study of the Eye Movements made by Various Persons in the Reading of Japanese Texts of Different Forms, 1—148, 1924, University of Chicago, (5) 大伴茂『教育科学原論』、1—610 第10章、1961年、東洋図書株式会社)

しかるに『日本文』の『読み』については、少なくとも『日本文』に使用される『国字(すなわち漢字、かな、ローマ字など)の各々個々の』『読み』について検討されるだけでなく、これとともに、これらの国字をもって表記された『日本文』(すなわち漢字かなまじり文、かな文、ローマ字文など)の『読み』、それから『縦読み』と『横読み』、その上に文語体と口語体の『読み』が検討されなくてはならないであろう。

これがために、先ず、日本民族がその文化の生長と創造に努めて来た千年に余る生活のうちに、史的検討を試み、この検討から幾つかの国字の『読み』に関する重要問題を見出しすことにしたい。

大 伴 茂

一 漢字の渡来と日本語の表記

先ず漢字であるが、日本に使用される漢字は、日本の国字であって、中国における漢字とは(その形態は同一であっても)いろいろの点で同一のものではない。

1 漢字が日本の国字となった最初

それは漢字が中国から渡来し、日本人がこれを使用するようになった時としなければならぬが、それならばそれまでには日本には漢字がなかったであろうか。漢字にかぎらず、他に何らか国字としての文字はなかったであろうか。

このことについて考えさせられるのは、神代文字というものであるが、南北朝時代に忌部正道は、象形だと説明し

たが、江戸時代平田篤胤は、実物すなわち日文なるものを示してその存在を主張した。けれども国学者賀茂真淵や本居宣長はその存在を否定した。5・6世紀に出来上った中国の史書『隋書倭国伝』には、日本には『文字なし、ただ木を刻み、繩を結ぶのみ』と、記載されたので、その記載からすれば、日本には何らの文字もなかったと考えられるが、更に同書には、『仏法を敬す、百済において仏経を求得し、始めて文字あり』という旨が記載されているのを見ると、このころに日本の全般的にはないが局所的に、一部のものには、漢字が伝わっていたといえるかも知れないであろう。

この点については、中国との交通を見れば、1、すでに弥生式時代(1世紀)の出土品中に、王莽の鑄造した貨幣があるが、この表面に篆書で鑄込まれた『貨泉』の二字がある。こうした文字はその頃の日本人が一般に使用したかどうかは分らないが、こうした漢字が貨幣とともにはいっていたとはいえる。2、九州博多湾の突端で発見された『漢委奴国王』の金印は、光武帝の中元2年に日本から中国にいった使者がうけた印綬であるといわれているが、これは1世紀の中ごろであった。これもすでに漢字が日本にはいっていた証拠ともなるであろう。また、3、天理市櫛本の東大寺山古墳から見出された『漢中平紀年銘太刀』のこの中平は、2世紀末の年号であるが、以上の2、3の例から見ると、すでに早く中国との交通があり、この交通からこうした漢字をもった遺品が見出されるのだといえる。

ところがここで問題としなければならぬのは、こうした日中交通の事情から考えられる、漢字渡来の時期についてよりも、それを日本人が如何ように取入れ、如何ように国字として使用したかを討究することである。かくて応神15(384年)年に百済の学者阿直岐が来朝し、翌16年(385年)、更に博士王仁が来朝し、この時『論語』や『千字文』が伝えられたということに注意しなければならないであろう(『日本書紀』、『古事記』)。この事実の真偽は第二とし、このころに、とにかく朝鮮から、日本の支配者階級へ、漢字が渡来して来たということだけは考えられると思う。

ついで6世紀には、百濟から五経博士が来ている。五経博士とは『易経』『詩経』『書経』『春秋』『礼記』の五經に精通した学者のことであるが、6世紀の中ばころには、この上に易博士、曆博士、医博士が来日した。これらによって儒教の影響が少なからぬものがあつたことは事実である。恐らく日本人のうちにも、これらの典籍を読み、そして理解するものがその数を増して来たにちがいない。しかし、私どもの大切な討究は、こうして学習した漢字を、ただ受け容れるだけでなく、日本国字として使用して来たことについてである。

2 『古事記』、『日本書紀』の漢字による表記

——これを如何ように読むか——

3世紀ごろにつくられた『魏志倭人伝』(『三国史』)は、日本のことを書いているが、これは中国人の手によって書かれたものである。5世紀ごろにつくられた金石文を見ると、これも中国人ではあるが、帰化した人たちの手になるもののように思われる。ところが7世紀に書かれた聖徳太子の『法華義疏』や『十七条憲法』などは、太子みずからが漢字によって書かれた著明な述作である。しかしなお漢文の形で書かれたもので、漢字を使用して日本語そのものをそのままに語順に表記するというのではなかった。

しかるに8世紀にはいり、和銅5年(712年)、『古事記』の成立によつて、漢字が国字としての漢字となつたことを見のがすことは出来ない。この時に使用された漢字は、もちろん中国の漢字にはちがいはないが、これらの漢字は国字として使用されたのである。『古事記』は稗田阿礼の誦むところの古代からの旧辞を、太安萬呂がその物語るそのままを漢字で表記したのだと伝えられているが、この『古代からの旧辞』が、漢字をもって表記されたのである。例えば、上巻のはじめの『天地のはじめの時、高天の原になりませる神の御名は……』は『天地初発之時、於高天原成神名……』と漢字ばかりで書きあらわされ、(したがってこの漢字表記を、あめつちのはじめの時、高天の原になりませる神の御名は……と読み)、また速須之男の須賀の宮作りの時の歌『やくもたつ、いづもやえがき、つまごみ

に、やえがきつくる、そのやえがきを』というのを、漢字ばかりで、『夜久毛多都、伊豆毛夜弊賀岐、都麻碁微爾、夜弊賀岐都久流、曾能夜弊賀岐袁』と表記された(したがってこのように表記されたこの歌を『やくもたつ……』と読むのである。)しかるに、ここで次のような点が注意されなければならない。1は、先ずこのように『古代からの旧辞』を漢字で表記されたという点で、これは上代日本民族の驚異すべき知能的な着眼と努力であったといえるであろう。2は、例えば右にあげた歌謡のように、ありのままに一字一語で表記した点である。この場合は、漢字は全く日本のことばの音符として使用された。しかし、3同じことばが(神武天皇がオトウカシの宴において歌われた歌詞の一部が)、『古事記』(古訓古事記)では『菟田高城に』というのを『宇陀能多加紀爾』、『日本書紀』(朝日新聞社版)では、于儻能多伽機珥』と表記されるが、読み手には煩鎖なことである。4は、例えば最初にあげた例のように、漢字では表記されているが、表音式の表記と、表意式の表記とがまじえられている点である。このことについて、『古事記』の筆者は、その序において、『然、上古之時、言意並朴、敷、文構、句、於字即難。已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以今、或一句之中、交用書訓、或一事之内、全以訓録』と述べているように、すなわち『上古の世には言葉も思想もともに素朴でありまして、文章として書きうつすには、誠に書きとりにくくあります。悉くこれを字訓のみで記そうとしますと、詞にあきたらぬ所があります。又全部を字音にして仮名のみで述べますと、字数が多くなって、訓によったのよりも其の文が更に長くなります。それで今、或は一句の中に音と訓とを混用したり、或は一事をすべて訓で書いたりしました』(植松安、大塚竜夫『古事記全釈、序、12-13』)と述べているように、表音法と表意法とを併用した理由を明かにし、併用しなればならなかったことを記しているのであるが、その苦心と努力はわかる。殊に『古事記』に収められた上表文などは、堂々たる四六駢儷体で書かれているが、これは中国に行なわれていた諸書仏典などを参考にしたのであろう。しかしこう表記されたものを読むことになると、表音のところと表意のところとがまじっているので、相当に苦心がいるというまでもない。

ここである、なぜこの時に、一字一語という表音法一本で終始しなかったかという点である。今日のような文化の複雑になって来た時には、日本のことばを今にわかには表音法一本に、きりかえるということには、殆んど手がつけられないと思われるほどの困難があり得るであろうが、千何百年の昔としてみれば文化内容も今日のように複雑ではなかったであろうから、思いきって、漢字を国字として、表音一本で『古事記』という国書を書き得たことであろうと考えられる。

『古事記』の成立よりおけること8年(290年)、大著『日本書紀』が編纂されたが、『日本書紀』も、『古事記』と同じように、漢字をもって表記され、その表記法も、漢文体の表意法を主とするともに、歌謡は一字一語で表記されている。編纂にあたっては、総裁が舍人親王、これに吉備真備や阿倍仲麻呂などの中国留学を終えて帰朝した人々がつづき、殊に編纂の史官には帰化人たちがいたのであるから、『日本書紀』の記述に、表意式の漢文体が多く用いられたのは当然だったといえるかも知れない。したがってこれを読む場合には、やはり漢文体の『読み』と、一字一語の表音式の『読み』とをもたねばならないことになる。

3 『宣命』の漢字による表記

——これを如何ように読むか——

しかるにここに、漢字を使用するが、しかし同時にこの漢字を全く表音法に適用して、日本語をその語順に表記したいいわゆる宣命を注意しておきたい。この表記法は、1は、『古事記』や『日本書紀』と同じく、漢字を使用していることで、2は、日本語をその語順に表記していることであり(これが特に注意すべき点である)、3は、日本語の特質の『てにおは』を、多くの場合、小文字で二行割注にして表記していることである。

これを普通に『宣命体』あるいは『宣命書き』というのであるが、文武天皇即位の詔といわれる宣命(697年)の一部を次に例示しよう。

現御神止大八島国所知天皇天命^{良麻呂}詔大命乎、集侍皇子等王臣百官人等天下公民、諸聞食止詔。高天原^爾事始而遠天皇祖御世中今至^爾天皇御子之阿礼神乃御子随母夫坐神之依之奉之随、此天津日嗣高御坐之業止現御神止大八島国所知倭根子天皇命授賜止負賜希貴支高支広支厚支大命乎受賜利恐坐氏此乃食国天下乎調賜比平賜比……

こうした宣命体の文章はこれを、『日本書紀』につづいてつくられた『続日本紀』に見出すことが出来る。宣命は、日本語をその語順に表記しているので、漢字を読まねばならないが、しかし日本語の語順に読んでゆけばいいわけであり、ほんとうをいえば、『記紀』よりもより筋のとあった表記様式といえる。

4 『万葉集』と『万葉がな』

——これを如何ように読むか——

ところで8世紀の後半に『万葉集』が成立し、『万葉集』二十巻に収められた歌は合計4516首、仁徳天皇皇后の歌といわれるものから、天平宝字3年の歌が集められている。そしてその全部が漢字によって表記された(すなわち音と訓とで表記されたのである)。

この音で表記される分は、『万葉がな』で表記されたのであるが、この『万葉がな』は大野晋の調査によると、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』を通じて96%になるといふ。(大野晋編『万葉仮名一覽』、岩波講座「日本文学史」第二巻、古代、小松茂美『かな』岩波新書、37頁転載)

したがってこれを読むには、相当骨が折れる。次節に『古今和歌集』と対比して、この点に論及するであろう。

二 かなの発生とその使用

漢字を利用して、国書『古事記』や『日本書紀』をあれだけすばらしく書き上げた日本上代人の驚異すべき着眼と

努力を認めるとともに（これは8世紀のはじめ頃であったが）、10世紀にはいり、『古今和歌集』が撰集され、（奈良時代に発生し平安時代に入ってからも使用された『万葉がな』から更に変形発展した『平がな』を使用して）、全巻1100首の和歌を表記して来た日本民族の、更に驚異すべき創意と努力をも認めなくてはならないであろう。そこでこの『平がな』『片かな』の発生を少しく見ることにしよう。

『万葉がな（すなわち真がな）と平行して、万葉がなを略体化した草がな（当時は「そう」とよばれた）が徐々に発生してきた。そして、それはさらに大胆に書きくずされ、もとの万葉がなの姿さえ見当のつかぬほどに変形し、今日でいう平がながつくり出されたのである。また、別の方向から、万葉がなの一部をとった片かなも生れた。』（小松茂美『かな』岩波新書、64）

大 伴 茂

この簡明な『かな』生成の述作とならべて、も一つ簡明な述作を、『日本語の年令』（大野晋）から摘録することにしよう。『このお経の（奈良時代にまでにお経の点本また古点本というのがあったが、正確な記録の残っているのは天長5年の（828年）『成実論』であると著者は指摘し）読みの振がなが片かなの起りである。これは奈良の法相宗三論宗華嚴宗の僧侶の間から始まり、万葉がなを省略して書くのが出発点となっていた。』（同書204）『早く書きたい一心から生まれたこの略体のかなは、お経を読み、漢文を訓み下す補助の文字であるだけでなく、僧侶の間では文章を書きおろすにも使われるようになっていた。』（同書206）『しかし貴族社会の女たちが（奈良時代末期から平安時代にかけて）、恋の手紙や歌のやりとりをしなかったわけではない。やはり歌や手紙を書く文字が欲しかった。学ぶにやさしく、楽に書ける文字が作り出されねばならなかった。ここでは漢字が規範として控えていることもない。実用に便利で、見た目に美しくあればよい。こうした時に登場したのが、奈良朝末の万葉がなの手紙に使われていた、くずした簡便な文字の流れであった。』（同書206—207）

三 漢字かなまじり文の生成とその発展

——これを如何ように読むか——

1 『万葉集』（万葉がな使用）の『読み』と『古今和歌集』（平がな使用）の『読み』の対比

新しく発生して来た平がなは、最初は私的な仮りの文字とされていたのが、前節で述べたように、10世紀のはじめ、『古今和歌集』（905年、『万葉集』より後の古今の和歌1100首）の撰集にあたり、大びらきって使用されるようになったことを、先ず第1に注意しなければならない。寛平5年（833年）に編集された菅原道真の『新撰万葉集上巻』ではまだ真がなが使用されていたのが、それから約十年後に撰集されたこの『古今和歌集』をきっかけに、それから後に出た勅撰和歌集は真がなでなく、平がなを使用して表記されるようになった。私的な仮りの文字として、そして主として女たちの間に使用されていた平がなが、このようにして公的な勅撰和歌集に使用されて来るようになったのは、どういう理由によるものであろうか。これは単に、かなの生成とその使用の拡大という意味からだけではなく、はじめて日本独自の文字、すなわち国字の発生と、その発達とその使用の拡大という見地から考えらるべきであろう。

次に第2に注意したいのはこの『古今和歌集』の撰集からおくれて30年、撰集者紀貫之が『土左日記』（承平5年・935年）を書いているが、『古今和歌集』の序文、和歌、詞書のすべてに平がなが用いられ、この『日記』はかなばかりで書かれたと考えられることである（『日記』の自筆原本がないので、その立証は不可能であるが、この原本の一部を定家が臨書した断片がのこっており、定家の長男為家の模写したものなどがのこっているものから推定される）、こうした和歌の表記だけでなく、思想の表記にも、かな書きをもってしていることである。

古事記、日本書紀より万葉集、源氏物語にいたる（約3百年間）表記様式の推移

<p>8世紀初期（712年） 古事記</p>	<p>天地初発之時於高天原成神名… 天地のはじめの時高天の原になりませる神の御名… 植松安、大塚竜夫『古事記』</p>
<p>同、歌</p>	<p>夜久毛多都、伊豆毛夜弊賀岐… やくもたついづもやへがき… 植松安、大塚竜夫『古事記』</p>
<p>8世紀後半 万葉集</p>	<p>山常庭村山有等取与呂布… やまとにはむらやまあれどとりよろふ… 佐々木信綱『定本万葉集』</p>
<p>10世紀初頭（905年） 古今和歌集 この集の巻一、春歌上</p>	<p>年のうちに春はきにけりひとせをこそとやいはんことしとやいはん 1575年（天正3）の書写 （東京五島美術館蔵）</p>
<p>同、序</p>	<p>古今倭歌集序という、平安時代の写本というのを見ると（大倉文化財団所蔵）平がなばかりで書かれており、文化3年の橋干陰の筆写を見ると、いくつかの漢字がまじっている。</p>
<p>11世紀初頭（1001—1008年） 源氏物語 冒頭の一節</p>	<p>いづれの御時にか女御更衣あまたさぶらひ給ひけるなかにいとやむことなき際にはあらぬがすぐれて時めき給ふありけり 源氏物語河内本、写本、鎌倉時代のもの</p>

そこでこの点について、今述べて来た『古今和歌集』と、さきに述べた『万葉集』との、表記様式を比べて見ると、少なからぬ興味と新たな意味のあることに気付くであろう。『万葉集』において、その表記様式に多大の苦心が払われたことは、容易に知ることが出来るのであるが、和歌一つを例にとっても、『古事記』の『やくもたつ…』におけるような表記法とちがって、『万葉集』の和歌の表記は表記法としては不徹底であり不明快であると指摘せざるを得ない。例えば、天皇が香具山に登りて望国された時の御製の歌『やまとには、むらやまあれど、とりよろふ…』

…』というのを、『山常庭、村山有等取与呂布…』と書きあらわされているが、(佐々木信綱『定本万葉集』)『やまとには』を『やまと』の『やま』が『山』という漢字、『と』というのが『常』、そして『には』が『庭』という漢字で書きあらわされている。したがってこれを読む場合には、一通りでない苦労がある。これを『古事記』にくらべると、奇妙な表記法になっているといわねばならないし、またそれを読むには複雑なものがあるといわねばならない。しかるに『古今和歌集』では、その収録された1100首の和歌はいうまでもなく、序文、詞書が、すなわち思想的な面までが、殆んどかなばかりで表記されているのである。これは『平がな使用の表記法』としての一段の発展であったといわねばならないであろう。かくて漢字かなまじり文の大作『源氏物語』の出現を見る。

2 『源氏物語』 『枕草紙』などの出現

前節(『一』及び『二』)においても述べたように、8世紀初期に『古事記』や『日本書紀』、その後半に『万葉集』が出たが、何れも漢字のみの使用の表記法であったのが、10世紀にはいると、漢字の他に新しく日本でつくられて来た平がなを使用した、『古今和歌集』や貫之の『土左日記』などが出て来た。漢字かなまじり文の颯爽たる出現である。そして11世紀の初頭になり、『源氏物語』五十四帖が出たが、(1001年—1008年といわれている)まさに漢字かなまじり文の代表的な大作である。

約10カ年をかけて『源氏物語』が書き上げられたといわれているが、これが世にあらわれるや余程評判になったようである。一条天皇や左大臣道長も読んでおり(『紫式部日記』)、それから10数年の後には、14才の少女が五十四帖の全巻を求め、昼も夜も読みふけたという(『更級日記』)。読者層がこのように皇室、貴族から、年少のそれも少女にいたるまでに及んだのは、もちろん内容がすばらしかったからであろうが、この貴族生活の生々しい、豊かな、複雑な実体を、見事な文で克明に心理描写し、しかもこれをのびのびと漢字かなまじりで表記したことを見のがすことは出来

ないであろうと思う。同時にまたこうした物語は漢字かなまじり文ではじめて美しくもうるおい多く表記することが出来たのだということも見のがすことは出来ないであろうと思う。

『源氏物語』の第一、桐壺の巻のはじめが、『いづれの御時にか、女御更衣あまたさぶらひたまひけるなかにいとやむごとなき際にはあらぬが、すぐれて時めき給ふありけり』（『源氏物語』河内本、鎌倉時代の写本）であるが、これでもわかるように、漢字かなまじりといっても、さきに行ったような『古今和歌集』の和歌を漢字とかなとで表記しただけのものでなく、宮廷の生々しい実生活が（もちろん物語であるが）それも美しくもロマンティックな女御桐壺の更衣―皇子出生―皇子三才の時更衣が世を去る―皇子は6才まで祖母に育てられたが―7才の時臣籍に下って源氏となる、光源氏がこれである―左大臣の姫君葵の上と結婚するが―うまくいかない―亡き母によく似た藤壺の女御をひそかにしたうといった書き出しの首巻から、綿々五十四帖の物語がつづられているのであるから、文章は漢文のようなぎこちないものでなく、読むに容易な上に、うるおい多く、内容がまたロマンティックであるから、読者は広く、その当時だけでなく、後世にまで長く及んでいるのであろう。

ここで考えさせられるのは、第1に、漢字かなまじり表記の『読み』の魅力である。今日のもが読むとなると、『源氏物語』は古典であるのゆえに、容易に読めるというわけでもないが、漢字などは多く使用されないで表記されているので、広く読まれたのもっともである。漢字かなまじり文で、この『源氏物語』とならび称せられる清少納言の『人にあなづらるもの（あなどられるもの）家の北おもて（家の裏手）あまり心よきと人に知られたる人（お人よし）年老いたるおきな（老人）又あはあはしき女（うわついた女）ついでくづれ（くずれた土握）』というような筆致も、まことに読み易い、そしてこうした漢字かなまじりであってこそ描写することが出来たのだと思われる。第2に考えさせられることは、ここまで来た漢字かなまじり表記が、なぜか一歩はいつて、かな一本にはいらなかったかという点である。別にかな一本にはいらなくても、この『源氏物語』でも『枕草紙』でも、その他当時の女

流の作品は、何れも漢字かなまじり表記で、このように成功しているのであるが、思いきってかな一本にした方が表記様式としては、筋がおつたと思われる。第3には、これは教育が何といっても、貴族という特権階級の間に限られていたからで、もし教育がもっと一般的に、いわゆる教育の機会均等が行なわれていけば、おそらくかな一本にまではいったように思われるのであるが、こうした偉大な女流作家も、なお教育の民衆化についてここまでは考えなかったのだろう。そして第4には、まだまだ支那崇拜、漢文謳歌の時勢であったことである。

3 漢文使用は依然として明治までつづく

もちろん漢字かなまじり文は、今日までつづいて来ているが、漢字は鎌倉時代からは可なり衰えたには衰えたが、徳川時代にはいると、林家や伊藤家、木門の諸儒、徂徠などの名儒が続出して旺んなるものが見られた。とりわけ儒教政策が武士階級にそがれ、したがって漢文・漢学が重要視された。武士階級の子弟には、儒教教育が主として行なわれ、したがって10才以前には、論語、孟子などの四書五経の『素読』が強要された。各藩には藩校が開かれてさかんなるものがあったが、また随所に私塾が開かれて、一般の子弟も教導された。これらの教育において主として用いられたのは、漢書であった。幕末になって来ると、漢文で書かれた『日本外史』などはずいぶん広く読まれた。当時1年に1万部も売りさばかれたようである。(このことは『日本外史』出版元の河内屋宛の頼支峯の手紙による) またこの出版元に各藩四方の学者から寄せられた10数年にわたる漢書注文の手紙(その数は約一千通、著者蔵)を見ると、ひとり『外史』にかぎらず、如何に多数の漢書が読まれたかがうかがわれる。

これらの私塾には、一般子弟が教えを受けることが出来たが、こうした塾教育の他に、『心学』が行なわれた。心学は享保年間石田梅岩を学祖とし、爾來二百数十年全国に普及したが、講義、口演と同時にこれに関する著述が、一般民衆の間に広く読まれた。これらの著述は漢字かなまじり文によってつくられたのはいうまでもない。手島堵菴

は、梅岩に師事して心学の真髄を得た人であるが、その『手島堵菴全集』を見ると、全巻885ページのすべてが漢字かなまじり文である。これが今から2百数十年の前であった。このことは、

4 読者層が拡大

されて来たことをおしえるもので、読者層は貴族や武士階級だけに限られず、一般庶民の間にも拡大されて来たのである。このことがしたがって、漢文表記の必要を少なくし、年一年と漢字かなまじり文が多く使用されるようになって来たのである。もちろん、漢字かなまじり文は、漢字かなまじり文であり、かな一本の文ではなかったが、この庶民の読者にも、読み易くかつ理解し易いように表記されるように努力され、これと相応じて、庶民階級において、『読み、書き、算用』が主要カリキュラムとなって『寺小屋』が発達して来た。享保年間には(1726—1735年)江戸の寺小屋数は80にもなった。俳諧の作者の数は『俳書刊行の最初という寛永10年(1633年)の『犬子集』では129人にすぎなかったけれども、30年を経た万治年間(1658—1666年)には300人以上に増加している。』(『日本語の年輪』24)また『仮名草子も1刷300部の少数であったが、寛永15年(1638年)の『清水物語』では2—3000部も売れたといふ(同書、224)。大阪町人の経済力が増大し、西鶴らの『浮世草子』や『八文字屋本』などが出て、読者層はいよいよ拡大し、『女重宝記』などの女性のテキストも出て、読者層は女性の間にもびて来た(この項、大野晋『日本語の年輪』註参照)。その上に、京阪地方には、天和、元禄の頃(17世紀終りから18世紀のはじめ頃)、一枚刷のいわゆる『瓦版』が行なわれた。

5 『南総里見八犬伝』に見出される一試み

曲亭馬琴は小説『南総里見八犬伝』を書いたが、これは庶民対象の小説であったので、漢字かなまじり文ではある

が、その漢字の大部分には振がなが施こされた。こんな点から見ると、作者の考えでは、かなばかりで書きたかったし、また書けると考えたにちがいないが、かなでは充分に意を伝えることの出来ないこともあり、かなばかりでは冗漫にもなるし、漢字を利用すれば簡単にすむこともあり、また充分に意をみたすことも出来ると判断したのである。同作者は文化6年(1808年)に出した随筆集『燕石雜志』の序文で、『この書通俗を旨として、さらに文辞をかざらず、要を提げ繁をさり、もっぱら童蒙の爲にしつ。字音は仮名遣ひを正さず、彫字の人を勞せんことを、厭ひ、しよをせうとし、ちやうをてうとするたぐひ多し』と迷へている。

『浄瑠璃』は一種の音楽といえるかも知れない。『かたる』のも音楽なら『それをきく』のも音楽である。しかし日本人の生活ににじんでいるあれだけの義理人情を、『かたり、そしてきく』だけで、あれだけの感激をもたせるのであるから、恐らく漢文ではその目的は達しがたいであろう。ここに漢字かなまじり文の持あじが出て来ているといえるであろう。

6 漢学者たちの著述における漢文体の述作と漢字かなまじり文の述作との比率

漢学者が自分たちの専門からいって、漢文をもって書かれた漢籍を使用し、これをただ一本に子弟に教授したのは当然のことであった。したがって自分たちの著述も漢文で書くのが普通であった。しかし、これらの著書の読者が、自分たちと同様の儒者ばかりでなく、その著述の目的が、広く民衆にも行きわたらせるところにもあったので、漢字かなまじり文で記述した著書論文も相当に行なわれて来ていたことを見おとすことは出来ない。その1、2を例示してみよう。

松宮観山(1886—1780年)といえ、山鹿素行の時代につづいた時代の学者で、素行よりも大物であったともいわれている。観山ははじめ朱学をもって立ったが、後、深く皇室を崇び、国道を重んじ、自ら神儒を調和するの見地に立

ったが、つねに『国制に随って、大道を倡え』た。

観山の著書論文が（おそらくそのすべてではなからうが）、『松宮観山集』全4巻に掲げられているが、その全著書論文1737ページのうち漢文で書かれたものは全著書論文の約20%で、漢字かなまじり文で書かれたのが80%強である。さすがに『大道』をおしたてて95年の全生涯をささげた碩学が、単に一部の限られた人たちに對してだけでなく、全民衆の啓発につとめて、その著書論文の80%強も、漢字かなまじり文で書き上げたことを注意したいと思う。

独自の学的地歩を占める条理学者三浦梅園（1723-1789年）は、観山とはその学風もちがっており、その主著『玄語』、『贅語』、『敢語』はさすがに漢文で書かれ、相當に難解な内容であるが、『梅園全集』上下2巻に収められた総2080ページの著書論文のうちの50%弱に相當し、漢字かなまじり文の著書論文はそれでも50%強である。

大 伴 茂

国学者たちが漢字かなまじり文で、日本語を表記することはいうまでもないことであるが、漢学をもって立つ漢学者たちにおいて、上に述べるが如く、その著書論文の表記は、漢文と漢字かなまじり文とが半々であり、学者によっては漢文が全著書論文の20%に過ぎないのである。

おそらく徳川時代もいわゆる幕末にさしせまって来ると、文芸にたずさわる人たちはいうまでもなく、国学者も漢学者も共通して、漸次広くなって来た読者層に適應するために、出来得る限り、読むに易く、理解するに好都合な漢字かなまじり文を使用することにつとめて来たことは見のがすことは出来ない。しかしここまでは到達して来たようであるが、その一線を乗り越えて、国字として漢字やかなそのものの使用に、更に根本的な検討を加えて、何らか新しい表記様式の日本文にしようとする努力が殆んどなかったことは事実であった。しかし幕末から明治初期にかけ、ようやくにして国字改廢に関する先覚者たちの蹶起を見るようになった。そこでこれらの先覚者たちの見解を検討することにしたいと思う。先ず問題となるのは、国字としての漢字についての検討である。

四 国字としての漢字の『読み』における複雑性の検討

1 先ず使用漢字の数についての検討

中国においては、紀元100年ころの『説文』によれば、文字の数は9353字、また『康熙字典』には42174字がおさめられている。中国ではこれだけの文字を読みかつ書くことが出来なければ、知識人としての就職は殆んで不可能なで、したがって教育の殆んどすべては、この文字の学習にあてられねばならない。そこでこの学習の困難は同時に教育普及の非常な障害となるであろうことは、容易に考えられることである。

もちろん日本においては、漢字を読むことが出来ず、また書くことが出来なくても、かなで表記されるなら容易に読むことが出来、またかなで容易に表記することも出来るであろうから、漢字を使用するとしても、中国におけるほどに多数の漢字を学習する必要もない。(しかし7—8000字前後は知っていなければ、知識階級とはされなかつたであろう。)ここに学習上に少なからぬ問題の存在するを見のがすことは出来ない。

2 漢音、呉音、唐音、宋音、訓音、慣用音などというものが区別されねばならない

『木』という文字は、現行法によれば、義務教育当用漢字として小学校1年で『き』と読むようになってゐる。しかし更に学年が進めば、時には『ぼく』と読み、時には『もく』と読まなければならぬ。『木』はこのように三通りに読み分けられなければならないが、もちろん何れに読んでもまちがいでない。しかし『き』と読み、『ぼく』と読み、『もく』と読まねばならない場合がきめられており、この場合を区別し得なければ、本当に『木』の『読み』を学習したとはいえないのである。『木』を『き』と読むのは訓音で、木戸、木賃宿がある。『ぼく』と読むのは漢音で、木刀、木剣、木石などがあり、『もく』と読むのは呉音であつて、木工、木版、木炭、木馬、樹木などが

ある。この他に木綿を『もめん』木枯らしを『こがらし』木立を『こだち』、と読むことがあり、甚しい場合は浜木綿を『はまゆう』、木乃伊を『みいら』と読む。漢音たると呉音たるとに論なく、また音韻の異同に關することなく、世間一般に通用する音はすべて通音とする。例えば農^{漢音ではドウ}は、通音でノウ、適^{漢音ではセキ}は、通音でテキ。それから力農はリヨクドウまたはリキノウであるべきだが、漢呉音混同してリヨクノウと発音する。更にまた古來の読み癖、または世俗の誤読によって、現時通用している音は、これを慣用音とする。例えば『話』の正音はクワであるが慣用音はワ、『輪』の正音はシュであるが、慣用音はユである。

だから例えば漢字『木』一字をおぼえるという場合、簡単な漢字であるから、これをおぼえるのに、さほどのめんどうもないであろうが、しかし今述べたように、訓よみ、漢よみ、呉よみ、慣用よみというような種々の場合があり、これをその場合々に応じて読みわけてゆかねばならないのであるから、10数年も、いな20年前後もかかっておぼえてしまったものにとっては、漢字というものは案外便利であるかも知れないのであるが、さて小学校のはじめから子供が学習しなければならぬのだとなると、その労苦に慄然たる感じがしないこともないであろう。

3 しかし国字としての漢字には中国の漢字の如き、厄介なアクセントの複雑さが無いから、同じく漢字といっても、日中同様に解釈することは無い。

中国の漢字には、韻を無視することは出来ない。その発音の類似によって分類した区別の名は、通例106韻(古は207韻もあつた)に分けられる。さらにこれを平声^{ひょうしやう}、上声^{じやうしやう}、去声^{きよしやう}、入声^{にづしやう}の四声に、平声はまた上平^{じやうしやう}、下平^{かひやう}、上平に東人にとっては言語に絶するほどの複雑さである。しかし日本では漢字は、中国の漢字ではなくして、国字としての漢字である。それゆえにアクセントといっても高低があるだけである。だから、こうしたアクセントの方面からいっ

て、同じ形の漢字であっても、国字としての漢字には中国漢字におけるが如き複雑さはないが、それでも今指摘して来たような幾種もの音を使いわけねばならない厄介さがあるわけである。

五 国字としての漢字全廢論の検討

国字としての漢字には、中国における漢字の如く、やっかいな音韻の問題は考慮する必要はなく、またその使用に当っては漢字を使用せずに、かな（あるいはローマ字）を使用することが出来るので、事実、使用する漢字は多くて7—8000であろう。中国におけるが如く、数万を学習しなければならぬことはない。しかし国字としての漢字には、またさきに述べたが如く、国字としての漢字であるがゆえの、殊にその『読み』の上に、読みわけしなければならぬ複雑性が生じて来たところに、漢字使用についての大きい問題が先ず見出されて来る。

ここに徳川幕府の末期、明治のはじめにかけ、全国が勤王討幕のごったがえした騒乱の渦中にあつた時、権力や武力の闘争からはなれ、新しく生れるであろう新日本の出生とその大いなる生長のための、根本的な文化工作の一として、2、3の先覚者たちが、先ずこの国字問題を真向から検討し、国字としての漢字改廢を強烈に主張したことは、日本文化史上に見出されるすばらしい見識であつたと思う。

慶応2年12月(1866年、この2年後が明治元年)、前島密が漢字全廢論を主張した。前島は將軍徳川慶喜に『漢字御廢止之儀』を提出し、

『國家の大本は國民の教育にして 其教育は士民を論せず 國民に普からしめ之を普からしめんには成る可く簡易なる文字文章を用ひざる可らず 其深遠高尚なる百科の学に於けるも文字を知り得て後に其事を知る如き難涉迂遠なる教授を取らず 渾て学とは其事理を解知するに在りとせざる可らずと奉存候 果して然らば御國に於ても西洋諸國の如く音符字（仮名字）を用いて教育を布

かれ漢字は用いられず終には日常公私の文に漢字の用を御廢止相成候様にと奉存候」と主張し、『このことの解決が最も重大である』と論断した。

更に明治2年(1869年)初夏、この建議及び別冊として『国文教育ノ施行方法』、『廢漢字私見書』をそえて政府に提出した。後者には次のような主張が掲げられた。すなわち

『此改良ノ事タル、千載慣用の文字ヲ變ジ、公私万般ノ記録文書ヲ改造スベキ大事件ナレバ、一朝ニシテ行フベシト論断スルハ、頗ル輕忽粗暴ニ似タル嫌アリト雖モ、今日ノ状勢ニ就テ之ヲ見ルニ、人々競フテ漢語ヲ話シ、漢字ヲ書シ、官私ノ文書ハ殆ンド漢文ニ擬セントスルノ傾向ヲ生ゼリ。此勢ヲ以テ、此字制ヲ施サルアラバ(中略)、健全強壯ノ体神ヲ得、開明富強ノ真境実域ニ達スルノ期無カラシムベシト痛歎ニ勝ヘズ……』

前島はかように漢字全廢を主張したが、それは同時にかなを主張するものであった。漢字を全廢して、漢字の代りに日本伝來のかなを使用しようというのであった。

『教育に漢字を用ひるときは、其字形と音訓を学習候為め長日月を費し、成業の期を遅緩ならしめ、又其學び難く習ひ易かりざるを以て就學する者甚だ稀少の割合に相成候』と見、日本には50音の仮名字のあることを指摘し、これを使用して『世界無量の事物を解釈書寫するに何の故障も之れ無く、誠に簡易を極む』るものであると謳歌し、かかるかなが使用されるのに、漢字を常用としたことは『実に痛歎の至に御座候』とまで極論した。

その後明治16年(1883年)『かなのくわい』が生れ、大正9年(1910年)には『カナモジカイ』が発足し、今日にいたつてゐる。

この点が、中国における国字制定の主張や運動とちがったところで、中国では、早くから表音字母の問題が論ぜられ、民国元年(1912年・大正元年)には、北京の教育部において、注音字母(漢字の音を示すための字母)採用の案が通過、翌1913年、注音字母が制定され、その後学校教科書のためのエスペラント語の主張があり、前後してローマ字国

語の運動が起き、ソ連に行なわれたラテン字母の影響をうけて、ついに1931年から1932年にかけて、中国新文字の運動が猛烈にすすめられたのである。『中国語では今の北京語のように簡単になったものでさえ、音節の数が411種と計算されるのみか、その各音節に対し、一応均等に配分された4つの高低アクセント、いわゆる四声（さきの説明を参照）を乗ずると、すべて1644種となる』（倉石『漢字の運命』5）というのであるから、まさに中国における国字改良の問題は、決して尋常の問題ではないが、日本においては、日本語の単音節は大まかにいって50音以上には出ず、そしてかなは当初から日本語を如実に表記するように発生して来たのであるから、漢字廃止を主張する場合には、いうまでもなく当然にかなの表記が主張されて来るであらう。

前島密は漢字全廃¹かな表記を主張したが、あたかもこれに対するが如く、南部義寿は明治2年（1869年）時の大学頭山内容堂に『修国語論』を、更に明治5年（1872年）文部省に文字改換のことを建議した。南部はかなでなしに、ローマ字使用を主張した。

『学問ノ道、西洋諸邦ハ易シトナシ、皇国支那ハ難シトナス、而シテ皇国ハ甚シトナス。ソレ西洋ノ学ヲナスヤ、タゞ26ノ字ヲ知リ、文典ノ儀ヲ解スレバ則チ読ムカラザルノ書ナシ。是レソノ易シトナス所以ナリ。支那ノゴトキハ然ラズ。数百ノ書ヲ読ミ数千ノ書ニ通ズルニ非ザレバ則チ不可、是レソノ難シトナス所以ナリ。然リトイヘドモ支那ハ尚ホ専ラナリ。皇国ニ至ッテハ則チ之ニ加フ。和学ト俗用ノ文トヲ以テ併セテ之ニ通ズルニ非ザレバ則チ不可、是ノ故ニ学ヲナスノ難キ皇国ヨリ甚シキハナシ。文物ノ盛否、職トシテ之ニ由ル。人才ヲ育セント欲スルモ亦難カラズ』

六 国字としての漢字自然滅亡論の検討

国字としての漢字は、しかしながら上に述べたが如く意識的にその全廃に努めなくても、漢字の性質上、自然に滅

亡してゆく運命にあるものだと言張する人たちがあつた。

もちろん漢字は絶対に滅亡しないと見る人たちがあつたことを先ず一顧しておくことも必要であらう。

宇野精一や實際教育者の石井勲らはそれである。宇野は石井の著書『漢字の神秘』の序において、『漢字は将来なくなるだろうとか、本国の支那でさへ漢字を廃止しようとしているのだから、日本も廃止しないと世界で唯一つの漢字使用国になるぞとか、警告して下さる向もある。よその国がどうしようと構はないが、実際はさうなっていないし、最近ではむしろ漢字の価値が再認識されている位で、少くとも現在生きている我々や次代を背負ふ子供達も漢字を捨て去ることは、到底考へられないのである。』と、同書を推薦している。

石井勲は、『一年生でも新聞が読める』（講談社刊）で、

『世界がどう変ろうと、今後の50年、100年後の日本がどう変ろうと、漢字の必要性は絶対になくなりません。……漢字の必要性のなくなることは、想像できるかぎりの将来には絶対にあり得ないことなのです』と主張している。

しかるに安本美典は『漢字の将来』において（『言語生活』1963年、筑摩書房）、わが国の小説文のなかの漢字が、あと何年後に滅亡するであろうかを推定したが、現代の百人の作家の百編の小説について、その文章中にもちいられている漢字と仮名の割合をしらべ『漢字の使用率は、あきらかに、近年に近づくにつれ、減少の傾向にある』ことを指摘し、『わが国の小説文の漢字の余命は、だいたい230年前後と考えるのが、もっとも妥当であるように思われる』と述べた。和田英一は（東大における電子計算機技術者）、『直観的に考えて、わが国で、漢字が、あと、230年以上も、用いられるということは、ちょっと想像できない』といい、『漢字の余命は、あと、だいたい、7—80年である』としている。

倉石武四郎は『漢字の運命』（1966年、岩波新書）で、健全にしてそして洞察の深い見解をのべている。『最後に日本の漢字は中国の漢字と運命をとにもするであらうか。いかにも漢字そのものの性格として近代化に抵抗し封建性を擁

護するものを含む以上、それは世界史の大勢からいってついに亡び去るものと思われる。』しかし、

- (1) 日本の少なくとも『近代化しようとする意気ごみは中国に対し遜色あること確実である。とすれば日本の漢字の寿命は中国の漢字より長いということも予想される』(同171)。(2) 日本では言文一致の運動で国語をそのまま記録し、つまり仮名によって簡単に表記できるし、ラジオの発達はまた耳から聞くことばの訓練に大きく貢献したというような事情で、それだけ言語革命を行なう必要は中国ほど痛切ではないと見、『中国が言語革命を行なうために必死の言語研究、語法研究を試みているあいだ、そしていよいよ文字革命に移っても、日本では傍観できるかも知れない』と述べ、(3)、日本では標準語がわりあいに普及しているから、方言をローマ字で記録する必要はほとんどない。この点はローマ字なりカナモジなりに切りかえるとしてもいささかの困難もない。こんなような点がこれまた漢字の延命工作を助けるかも知れない。(4) かなという音節文字とこれと漢字の表意的性格とがたくみにも調和されて一種の美とさえ考えられるが、それにしても千八百五十字、それに固有名詞に現われるものを加えた二千字以上の漢字を『われわれの子孫の負担として永久に保存させねばならぬかどうか』『少なくとも中国で大改革が行なわれても日本はこの状態に甘んずるのではなからうか。』『しかし近代化との正面衝突がこうして回避される以上、中国が思いきった改革を施しても、日本は『子どもたちに無責任』であろうとする可能性が強い。』仮名というものがあるために『それだけに仮名のあいだに千や二千の漢字がまじっていたと大したことはない、といつて高をくくる可能性が多く、中国で千辛万苦の末に漢字の追放を完了して丸腰になったとき、日本ではまだ二千に近い漢字を常備軍とし、数万の漢字を後楯とするといった状態を考えられよう。そのときはアメリカ人から無責任だといわれても、本国で追放された亡命文字を懇切にも保護してあげるほど義侠的な国民だという評判が立つかも知れない』(同173—174)とするどい皮肉な観察と警告を与えている。

七 英字(あるいは英文)への改廃主張の検討

漢字の自然滅亡を手をこまぬいて待っているには、社会生活は余りにもめまぐるしい変化をつづけている。しかも

漢字全廢にも種々の支障があるというならば、一そのこと、国字を英字（あるいは英文）に変えてしまふのが急務ではないかという主張が、すでに明治のはじめころに起きていた。

明治5年(1872年)、駐米代理公使森有礼はエール大学言語学、サンスクリット、比較言語学、ホイットニー教授に、文明の進歩した現今、支那の文字を用いることは非常に不便である。商業上はむろんのこと、西洋の科学、芸術、宗教、などの真理を学ぶ上からも、今日までの日本語では不適當である。将来国語は次第に英語に代えられなくてはならない状態にあるという旨の書を贈た。

これに対し、ホイットニーは、“On the adoption of the English language in Japan” に関し「文化的に政治的に優越したその国語を採用することは、結局その国の文化に同化することである。日本が英國の文化に同化することははなはだ有益であるが、その場合に修正された英語を採用したのでは効果は充分でない、自然のままの英語を採用すべきである云々と答えている。森の主張の是非は（欧米かぶれかどうかは第二として）、一応は考えてみてもいい問題であるように思える。同じ内容のことを読む場合に、そしてそれはいうまでもなくその内容を理解するために、能率の上から見ても、日本文と英文とどのように異なるか、それは何れの方に有利であるかということも興味ある研究課題の一つであろう。森は更にローマ字の使用を主張した。

この2年後、明治7年(1874年)、西周も『洋字ヲ以テ国語ヲ書スル論』を発表し、同じくローマ字採用の利を説いた。この後ローマ字の主張は漸次さかんになり、明治17年(1884年)『羅馬字會』が生れ、後明治28年(1905年)『ローマ字會』が設立された。かくの如く漢字廢止に關連し、一方に漢字に代ってかなのみを使用せよと主張し、他方においてローマ字のみを使用せよと主張して国字の問題は相当にやかましくなった。

ここに明治17年になり、その6月(1884年)に、なお、外山正一が『漢字を廢し、英語を熾に興すは今日の急務なり』と主張したのを見おとすことは出来ないであらう。

『今日の急務中の急務ともいふべき者は漢字を廢することと、我邦人をして西洋語を普通に学ばしむることの二事なり。』外国

語といつても英仏独語があるが、その一を選ぶとすれば『無論英語に如く者はあらざるなり』と英語を指摘し、その理由として7つをあげる、『第一英語は仏語若くは独逸語より遙に学び易き語なり。第二英語は世界中最も多数の人の使用する語にして、殊に英米二国人の語なるが故に；(中略)、第三英語は東洋にては殊に専用せらるる語なるが故に東洋にては如何なる国の人と交接するにも英語を解し得る時は差支なからん。第四我邦に住居する西洋人中最も多数なるは英人；(中略)、第五英仏独三国の人民中最も着実なる者は英人なれば；(中略)、第六英米人は仏独人に比して道德大に優る者也、道德の爲を思えば英米の書を読ましむるに如かざるなり、第七英米人に、崇仏の心の深きは天下の公認する所也』。外山はまたローマ字を鼓吹した。(昭和17年6月「東洋学芸雑誌」第33号)

八 かな文主張の検討とこの検討に見出される問題

漢字全廃論の有力な根拠は、漢字そのものの複雑性にあるといえるであろうが、同時にまた容易に使用されるかなとかローマ字とかいうような、ただちに漢字にかえることの出来る国字があったからだともいえるであろう。またかなやローマ字の立場からいっても国字としての意義と価値とを積極的に主張することが出来るからであろう。日本語はかなで語順に容易に表記することが出来、また日本語をこのように表記するに必要な用具として工夫されて来たのだともいえる。かな48字を知っておれば、このように表記することが出来るだけでなく、表記されたものを容易に読むことが(かつ書くことも)出来るわけである。

したがってかな一本の表記がそれが日本語表記の本すじの表記として、自然にまた当然に行なわれて来なければならなかったはずである。しかるにそういうことにならなかったのには、理由があったにちがいないし、今日なおかな一本の表記にいたらないのにも、今日においてなお除ききたい理由があるからであろう。それを検討しつつ、かな

一本の表記法への私見を述べることにしよう。このことについて、すでに『三』において、少しく述べたことを再び読みかえたい。

1 民族生活の複雑化

千数百年も以前から、中国や韓国から新しい文化が流入されて来たが、このことは複雑な高度の仏教文化や儒教文化の浸透にはかならなかつた。やがてこれは民族生活の拡充でもあつたし、思想の複雑化でもあつた。かかる生活、思想を表現するための、いいかえれば日本、中国、韓国それぞれの生活、思想、またこれらが融合して日本において新しく生成して来た生活、思想を消化したり表現したりするためには、それにふさわしい新しい用具、とりわけて文字が必要となつて来た。しかるに和歌のようなものをそのまま音声化するには、新しく工夫されて来たかなで充分であり、またかなでなければならぬであろう。また『土左日記』のような個人的な心覚えも、かなで充分に控えておくことが出来るし、平安時代の女流の用いた手紙、殊に恋文それが狭い交友の間では、かなで表記することが可能であるだけでなく、望ましい手段でもあつたにちがいないが、それでも和歌のようなものでない述作や、公の文書では、さきにも述べたところであるが、かな一本では冗漫になるだけでなく、複雑な生活、思想の内部からの細かい描写をするには不充分であることが、殊に『源氏物語』や『枕草紙』などというような高度の文芸作品をものした作者たちには、痛感するところがあつたのかも知れない。かな一本による表記については、先ず、かなそのものだけの意義と価値だけでなく、民族生活の複雑性を考慮することを見おとすことは出来ないであろう。

2 日本語の正常化

次には如上の論及と関連して、日本語の正常化にとめなくてはならない。日本語を正常化するという意味は、読めばその意味を理解することが出来るというような日本語にすることである。

1、これがために先ず漢字・漢文から日本語になった外来語、これはもちろん日本語になっているもので日本語にちがいはないのであるが、これは漢字で表記されるとわかり易いが、漢字表記のなされていない場合、例えばかなで表記されたような場合は、音読することは容易であるが、その意味がとりにくいという、漢字を使用することからの外来語の正常化である。

例えば、『一瀉千里』という**ことば**があるが、これがかなで『いっしゃせんり』と表記されている場合『いっしゃせんり』と容易に音読することは出来る。しかしこの**ことば**は漢字『一瀉千里』から来た日本語であるから、漢字で表記されているなら、ある程度、想像の上からもその意味は理解されるであろう。また『ぎよくせきこんこう』とかなで表記されている場合、明治生れの教育のあるものには、すぐ『玉石混交』、すなわちよいものとわるいものとがまじっているという意味の**ことば**であることをすぐ理解し得るであろうが、今日の青少年の多くのものには容易に音読は出来ても、理解することの出来るものが幾人を数え得るであろうか。この**ことば**は漢字からつくられて来た日本の**ことば**であるからである。

このような漢字・漢文のつよい影響によってつくられた**ことば**は、『大言海』の総語数10万のうち4500がそうだといわれているが、この4500の**ことば**が、かなで表記された場合、容易に音読することは出来ても、果してどの程度までその正しい意味をとり得るであろうか。『読む』という**ことば**は、ただ発音する**ことば**ではなく、その意味を正しくとってこそ、はじめて『読んだ』といえるのである。

2、こうした漢字・漢文からおびただしく多数の外来語が出来たが、晩近においては、まためまぐるしく欧米各国語よりの外来語が生れつつあり、そしてこれが当初は漢字で表記されたが、今日は主としてかなで表記されている。かなで表記されるのでやはり『音読する』ことは容易であるが、その正しい意味を理解することが容易ではない。欧米といっても、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ソ連、中国、東南アジア諸国の**ことば**が、雑然たる状態で日本の**ことば**となりつつあるのが現状である。ここで、先ずその発音を正しく一定することが必要であり、次にその

表記様式を正しく一定し、次にその意義が特定されなくてはならないであろう。そして最後に、こうした外来語の生成について正しい制限を、今にして加えるところがなければ、かな文の実現はますます非常な困難をもつことになるであろう。

しかしまた同じく漢字から出来て来た『新興宗教』というようなことばは、むしろ発音通りに『しんこうしゅうきよう』と表記した方が、今日においてはより実用性があるかも知れないから、漢語だからとて、これを一から十まで除去しなければならぬことはない。またそう出来ることでもない。時には法で制限することも排拒すべきでないが、大切なことは、民族の実生活の必要から、自然に制限されるということである。例えば、『曰く』とか、『甚だ』とか、『ひそかに』とか、『如し』とか、『互に』^{なほ}にとかいうような奈良時代のことばをそのままに貫之のところには口語につかっていたのが、ずっと何百年後にまでつかわれて来た。それが今日においては、大人の社会生活にはつかわれることがあっても、若い人々の日常生活には殆んど使われなくなったが如きである。しかし民族の実生活の必要によって自然に制限されるものだとして放置せず、民衆すべてのものが、その日常生活において、時には意識的に(したがって民族的な文化運動として)制限するように努力することが、より大切である。

3、しかるに特に、外来語についてだけでなく、日本語そのものの歪曲されることを、極力防止するとともに、正しいことばの積極的な使用に努力されなくてはならないであろう。正しいことばにすることばは、『みず』を『みる』^{ことば}といったり、『つるべ』を『つぶれ』^{ことば}といったりするようなまちがったことばを訂正するだけでなく、『正しい意味』^{ことば}をもった正しいことばにすることばでもあり、また日本のことばとしての感情ゆたかな品のあることばにすることばである。正しい言語は民族の清純を、正しい表記は民族の品格を示現するものである。

次には、日本のことばを標準語化しなければならないという点である。東北のことばと九州のことばには、いちじらしい相異があるであろうから、かな表記の場合は、発音通りに読むことは出来るであろうが、読んでただちにその意味を理解することは、余程困難な場合が多く、時には不可能な場合もあるであろう。だから、標準語をもって表記するならば、何れの地方のものにも容易に正しく読み、そして容易に正しく理解することが出来るであろう。日本では早くから義務教育において、国定教科書を採用し、これらによって標準語化の実現に努力して来たことは、多とすべきであろう。

もちろん文芸作品とか民謡とかの方面では、地方々々の独自のことは、表現される必要はあるであろう。しかしこれは特別の場合であって、一般的には、殊にテレビ、ラジオなどでは、出来得る限り、標準語の使用につとむべきであろう。

4 言文の一致

言文の一致ということは、相当以前からやかましく論議されたところであり、また必ずしもかな文においてのみ取り立てていわねばならぬわけでもないが、明治35年5月刊行の『言文一致論集』(1902年)に、坪井正五郎外27名の人たちが提出した『言文一致の実行に就ての請願』の中で

『凡そ国語の独立普及発達は国家の統一を固くして国勢の伸張を助け国運の進歩を速かにする第一の方法であって、それは言語と文章を一致させねばならぬことと信じます』

と主張し、ヨーロッパ諸国では30年頃から段々とラテン語で文を書くことをやめ、言文一致に改めて盛にその国語の独立普及発達をはかったので、かの文明開化を来し富国強兵の基をひらいたのである、朝鮮、女真契丹満州蒙古などは、それぞれ固有の文を用い、言文一致の方法をとらなかつたのが大きい原因となつて、国運が傾むいたのだと論断

しているのは、そこに飛躍の見解も見出せないことはないが、すでに早くから主張された見のがすことの出来ない主張であったと思う。物集高見の『言文一致』（明治19年3月（1886年））に、

「去年の事で、七つになる子供が、学校から帰ってきて、修身の本を読むから、其本に書きたのは、何の事かと、問うて見れば、講釈を聞かぬから、まだわからんと答へたが、これは子供が、馬鹿なのではなく、子供にはわからぬはなしが、書いてある」からで、今日はこんな馬鹿げた文はないであろうほどに、すでに言文の一致が行きわたっているが、何んだか、おしえられるものがあるであろう。

意味深遠の思想などは、むつかしい文で記述しなければならぬということには、一面の真理はないことはないが、しかし1人か2人、あるいは幾人かの同学のものだけに通じるような文を使用しなければならぬというのは、やはり古い時代の古い考えであって、端的に言えば、語順に表記されたかな文でもわかるようにしてこそ本当である。

大 伴 茂

5 かなづかいの改良

ことば通りに、かなで表記するとなると（さきに述べた口語体）、時代が移って、ことばがかわって来れば発音がかわり、発音がかれば文字を書きかえるようになる。奈良時代の『白きもの』は、平安時代にはいると『白いもの』となり、後三条天皇のころから、また発音がかわって来た。しかるに文章はそのまま、話しことばがかわるようになり、ここにかなづかいというものが生じて来たようである。そして鎌倉時代に出来た藤原定家の『定家仮名遣』では、発音からはなれ、『親子』のときには『をやく』、ただ『親』の時には『おや』と書くというようなことにかわった。しかるにこの『定家仮名遣』がずっと明治にまでつづいたが、同時にこれに対し、『契中仮名遣』も行なわれて来た。そしていぶん錯雑して来た。おうと発音するのを、オフとオホ、ヲウ、アフ、ワウ、アウなどとい

るいろに書きわけねばならない。ジとヂ、エとエなど、正確に詮じてゆけば、とても少しぐらいの労苦では區別なし得るものではない。もちろん今日のかなづかい改良については、強力な反対見解もないことはない。正しい日本語という点からいえば、かなづかいはそう簡単に見のがせるものではないであろうが、しかし発音は時間と空間の制約によって、多かれ少なかれ変わるものであるから、正しい日本語の発音はこうでなければならぬということはないが、それをあくまで固執しなければならぬこともない。

かくて幾年か、幾十年かの後に、はじめて何らの支障もなかなばかりの文の使用が、一本に行なわれるであろう。しかしながら人あるいは文字の国際的立場からいうであろう。かかるかな文字ばかりでは、国際的な共通性がなくなり、日本は世界において文化的に孤立しなければならぬことになるであろう。しかし私はそのような考えは無意味であると答えたい。かかる日本文で、充分に外国文化を獲得することが出来るし、むしろ世界人がこの日本文を学習して来るほどに、私どもはかがかしい日本文化の工作、この工作にうってつけの日本民族の日本文をもち立てることが本当ではなからうか。日本民族のもつ、日本民族のつくって来た、日本民族きつすいのこの日本文ないし日本文を、どんなことがあっても失ってはならないであろう。

人はまたいかも知れない。かななどでは神経的な文は書けるかも知れないが、堂々たる力強い文は書けるものではないなどと。あるいはそうかも知れない。文字の国の中国には雄大な文もあり、深遠な文もあるであろうが、ことばの国の日本、したがってかな書きしなければならぬ日本に、そうした文は生まれて来ないであろうと考えられないことはない。しかし英語のアメリカにも、独語のドイツにも、またサンスクリットのインドにも、それらの諸国はことばの国であり、したがって文字はことばをうつす道具として使用される国であるにかかわらず、1、2の例をあげればアメリカにアメリカ独立の檄文の如きものがあり、ドイツにカント思想の著述の如きものがあり、またインドにサンスクリットの伝説『維摩経』の如きものがあるではないか。大切なことはことばの奥に思想をもつことであり、文

字操作の以前に思想をつくることである。されば文字がかなの如き、そのものに意味のないものであっても、その文字をもって、その思想を掘り出し、その思想をりっぱに表記することは可能であろう。

九 漢字制限の漢字かなまじり文の検討

すでに慶応2年(1866年)と明治2年(1869年)の両度にわたり、前島密が漢字全廃論を主張したことは、さきに述べたところであるが、(『五』参照)その直後、福沢諭吉が漢字制限の漢字かなまじり文(単なる漢字かなまじり文ではなく、漢字を制限した漢字かなまじり文)を主張したことを注意しなければならない。

福沢諭吉は、明治6年(1873年)8月、『文字之教』3巻を刊行したが、『漢字ヲ全ク廃スルノ説ハ願フ可クシテ俄ニ行ハレ難キコトナリ、コノ説ヲ行ハントスルニハ時節ヲ待ツヨリ外ニ手段ナカル可シ』、時節を待つということは『次第二漢字ヲ廃スルノ用意專一ナル』ことで、その用意とは『ムツカシキ字ヲサヘ用ヒザレバ漢字ノ数ハ二千カ三干ニテ沢山ナル可シ(後略)』というのである。

『文字之教』3巻は、小学校用国語読本として著述したのである。『ムツカシキ漢字サヘ用ヒザレバ漢字ノ数ハ二千カ三千ニテ沢山ナル可シ』とのべ第1巻319字、第2巻には300字、第3巻附録には183字と3巻で合計602字の新出漢字を収録した。例えば、

第1巻第1段では

人 馬 行ク 来ル

人行ク○馬行ク○人来ル○馬來ル○人モ行ク馬モ行ク○人モ来ル馬モ来ル○人ト馬ト行ク○人ト馬ト来ル

先ず『人、馬行ク来ル』の素読を教えてから『人行ク』『馬行ク』などの細字ノ文章を子供の考えで自ら素読し、自ら字義を解か

せるようになってゐる。

ついでその内、矢野文雄は明治18年(1885年)、『日本の文体文字新論』を発表し、漢字は3000字に制限し、翌19年(1886年)には自ら報知新聞主筆となって自説を紙上で実行し、この3000字の制限と同時に、『両文体(総振がな付の文体を採用すべきだとした。)』更に同20年(1887年)同新聞第四千四百四十七号附録として『3000字字引』を発表した。

その特徴の主なるものとしては第1、文字は専ら現今の応用を考え、漢字支那の書に見ゆるもの和字と皇国古書に見ゆるもの及び俗字送迪の類新字凡の類をまじえ、その欠くべからざるものを選び取れり。第2、音と訓とを1字毎に表記したが、音は漢音と吳音とを論せず、日常に多く用うるものをあぐ。第3、訓は古今を斟酌し、その転化の甚しからざるものは、つとめて近来の訓に従う。

実字名詞、代名詞、岩を例にとる 虚字動詞、形容詞、副詞、前置詞、感嘆詞、接続詞、接統詞、岩を例にとる

岩カン

祝シユク

また原敬が、明治33年(1900年)漢字減少論を主張し、社会に激変を与えることなく、国家の進運に益するように、政府の力により、漢字を減少し、数十年を期して漢字の絶滅をはかろうというのであるが、政治家としての見識がうかがえる。

これら先覚者たちによる漢字制限の漢字かなまじり文の主張は、明治35年(1900年)の文部省における国語調査委員会の設置をきっかけに、大正、昭和にかけての政府による国語問題の研究、審議となって、今日に立ちいたっている。そこでつづいてこれを次に述べることにしたい。

十 国語調査委員会及び国語審議会における国字問題の審議による

漢字制限の漢字かなまじり文の検討

政府は、明治35年(1902年)、文部省に国語調査委員会を設置したが、大正10年(1921年)には、臨時国語調査会を設

け、大正12年(1923年)、常用漢字1295字を発表し、更に大正14年(1925年)仮名遣改定案を発表した。昭和9年(1934年)になって、国語審議会が設置された。

この2年後、昭和11年(1936年)11月に『カナモジ会』によって発表された『五百字制限案』を少しく顧みておこう。この制限案は、漢字制限のために、書字力、出現度数、諸氏の意見の三者を調査し、これに多少の修正を加えて、500字を選定発表したものである。

第1の書字力は、東京市における小学校6年間に習得する漢字を調査したもので平均は600字であった。

第2の出現度数については、新聞における各文字の出現度を調べたものである、最も多く使われている1000字は全体の文字の38.7%、2000字は54.0%、3000字は64.1%、4000字は71.7%、5000字は77.3%であった。

第3の各個人の意見の調査は、おぼろ人についての意見が調査されたこれらの結果の上に、児童の書字力、タイプライター、印刷等の能率を考慮の上5000字と選定、これに多少の修正を加えた。

昭和17年(1942年)、第二次世界大戦中であつたが、国語審議会では、標準漢字表及び新仮名遣表を発表した。しかしそれから昭和18、19、20、21年の終戦前後の幾年は、さすがにこの方面の研究努力も中止されていたが、昭和21年以後には、内閣告示訓令をもって、昭和21年(1946年)には『当用漢字表』『現代かなづかい』、昭和23年(1948年)、再び文化的再建の基礎工作ともいふべき『国民教育に於ける漢字学習の負担を軽くし、教育内容の向上をはかるため』には、わが国の青少年に対して義務教育の期間において読み書きともに必修せしめる漢字の範囲を定める必要がある』とし、内閣訓令第一号をもって、当用漢字1850字を決定し、同時に内閣告示第一号をもって『当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導すべき漢字の範囲』即ち義務教育当用漢字を881字とした。またつづいて翌年昭和24年(1949年)には、国語審議会が改組され、国語問題要領が発表されるとともに、『漢字字体表』、昭和26年(1951年)には、人名用の漢字につき、当用漢字以外の92字を選定した。

昭和33年(1959年)4月には表音派の国会議員を中心に民間の有志が集って、文字の民主化のために、『言語政策を話し合う会』がつくられ、『かなやローマ字のような表音文字を採用して、科学技術教育を盛んにしよう』と主張した。その翌昭和34年(1960年)には、内閣告示第一号をもって『送りがなのつけ方』の標準を定めた。

送りがなのつけ方は、1 活用語及びそれを含む語は活用語尾を送るとしながら、2 なるべく誤読、難読のおそれないようにする、3 慣用の固定していると認められるものについてはそれに従うという3つの原則を並記したために混乱を招いた。

これがきっかけとなって国語問題協議会が生れた。最近昭和41年(1967年)、国語審議会では、当用漢字表の『範圍』と『基準』についての解釈を定めることが議せられ、現行当用漢字の上に200字を追加し、また『現行の送りがな』についてのある種の提案が行なわれた。

十一 漢字制限の現行漢字かなまじり文の検討とこの検討において見出される問題

かくの如くして、漢字かなまじり文は、殆んど最後のな段階にまで到達して来たかのように思える。しかしもちろんこの段階にいつまでも無反省的にまた無批判的に、停止していることは出来ない。先ず、順序として、

1 しばらくでもとどまってもいいという見地から

1 漢字かなまじり文には、数百年の伝統があり、これを使用することによって、日本民族数百年の日本文化を維持し、かつ発展させて来た。

2 そして中国のように何万という多数の漢字を学習しなければならないということなく、また、それでも、7000、8000という漢字を学習しなければならないというのではなく、こうした不能率、不合理から脱却して、わずかに2000字

か3000字に制限しようとする主張と努力がつけられて来た。

3 その上、事実において、義務教育9カ年間に、1000字足らずの義務教育漢字、2000字足らずの当用漢字を学習することによって、児童の漢字学習の負担を軽減しようとして来た。

4 この点については、福沢諭吉がすでに早く明治6年(1873年)のころからその主張をはじめ、これについて矢野文雄は自己の主宰する新聞紙上でこれを実行し、原敬の如き一流政治家なども、力強くこの漢字制限の漢字かなまじり文を主張して来た。

5 これらの先覚者たちをはじめ、多くの識者たちも、漢字かなまじり文の不合理は認めてはいたであろうが、なおかな一本の本文にはいることもせず、また漢字のもつ『意味』から捨てがたい、特に日本文化と生活の上から、とうてい捨てることの出来ない『意味』から、漢字全廃にも走らなかつたようであるが、このことは必ずしも古きならず固執的な考え、あるいは態度というものではなかつた。

6 また政府は国語審議会において、昭和21年(1946年)11月、内閣告示第三十二号をもって、当用漢字1850字(最近3000字を追加)このうちの881字を義務教育用漢字と定めるにいたつたのであるが、ここに漢字の制限使用が義務づけられることになつたのである。こうした決め方が、特に国字に関する限りにおいて妥当な手段であつたかどうかは、これを検討することをあとにして、この時、日本が第二次世界大戦に破れ、無条件降伏をしたという史上はじめての大変な運命をもつた年で、国民がみな虚脱状態におちいつた時であつた、にもかかわらず、政府がこうした国字に留意し、国字に関する重大なる決定を告示したということは、ある意味からいって政府に、高い程度の識者のいたことを特記しなければならぬであろう。終戦直後アメリカの教育使節団が来日したが、その使節団の大きい使命の1は、日本文字についての検討であつた。この時の使節団の副団長フリーマン博士は、私がシカゴ大学留学中、特に国字に関する実験的研究の指導を受けた恩師であつた。私はこの使節団来日の使命について、爾来、深く考えさせられ

るものがつづいた。そして『八』において論及した如く、今、ただちにはかな一本の日本文表記にふみはいることが出来ない以上、しばらく国語審議会の採る漢字制限の現行漢字かなまじり文に、とどまることにしなければならぬと考へた。しかしながら、ただ無批判的にここにとどまるものでないことを、次に述べることにしよう。

2 現行漢字かなまじりの表記を暫定的に肯定する

私は必ずしも現行漢字かなまじり文を否定するものではない。しかしこれを合理的な完成した形のものとして肯定するものではない。ただ暫定的に肯定するものである。いいかえれば、次のような検討の後に、否定か肯定かを決定しようとするもので、かかる決定までの間の肯定の意味である。

1 先ず『読み』の面から検討する。日本人は現行の漢字かなまじり文を、どのように読むかを検討するのである。次に、どのように読むことがより望ましいかを検討し、最後に、どのような表記様式にすべきかを検討しなければならない。更に『書くこと』の面からも検討が行なわれねばならない。

検討は心理的実験方法によつて行なう。推論による検討は、すでに本節までの各節において随時試みて来たからである。

実験的方法は、それが心理的実験的方法であろうと、測定的統計的方法であろうと、いうまでもなく出来得る限りの科学的に行なわれねばならない。けだし実験結果の信頼度は、その方法のより科学的であるかどうかにかかるとあるからである。科学的分析の方法として、私は昭和初期から、私の主宰する教育研究所において、広汎な測定的統計的方法を採つて来たが、更に有力な科学的方法として、心理的実験方法を適用しつつある。現行漢字かなまじり文を『読む』時の眼球運動を撮影することによつて、その『読み』の過程を分析究明するが如きは、その一有力な方法である。

心理的実験的研究は、『読み』（あるいは『書くこと』）における問題の諸方面にわたり、実験的研究の可能な限りにおいて、しかもこれを継続的に試みることが必要である。もちろん実験的研究の最後の結論は、単純には得られないであろうが、しかしこうして獲得してゆく、研究結果こそが、国字問題解決のための有力な基礎資料となるであろうことはいうまでもない。（そこで本論文につき、幾つかの研究論文をもって、この実験的研究の結果を報告するであろう。）

2 私の採る心理的実験的方法是、単なる個人の推論ではない。推論は個人的独断に通ずる。また国字問題について国語審議会において用いられた審議というものでもない。この審議は個人の見解によるものでなく、屈指の専門家10数人ないし20数人によるいわゆる審議であり、討議である。この時、各自の専門的な知識や見識の上に、国立国語研究所およびその他の機関において蒐集された幾つもの資料を基礎にして、問題とするところものの結論を決定し、これを、例えば、昭和21年11月の内閣告示第三十二号によって告示し、当用漢字1850字、このうちの887字を義務教育用漢字としたが如きである。しかしこの時、審議した人たちは、1人でなく10数人ないし20数人であって、これらの衆議によるものである。各々は屈指の専門家たちであるから、ただ多数決によるというものではないから、こういうところに信頼性はむしろある。しかしながら屈指の専門家であるだけに、そして問題が国字問題であるというだけに、それぞれ独自の一かどの決論、信念をもっているにちがいない。この決論、信念を簡単に変更してしまうものは考えられない。各々が自己の信念、決論に、ただ終始する時、そこには多くの場合、水かけ論が起きうるであろうし、また時には、最近において伝えられるような表音主義者と表意主義者の一歩もゆずらない論議の反復、あるいは決裂がありうるに過ぎないことにならないとも限らない。だから審議の結果は尊重はする。しかし無批判的にわかこれに盲従することは出来ない。

3 いいかえればかかる審議結果から、ただちに決定へはいることは、実験結果から決定へはいることと、同じよ

うに考えることは出来ない。もちろん実験結果も、ただちにこれを決定することは出来ないが、審議の結果をただちに決定とすることの方が、はるかに危険である。だから審議の結果をもって、ただちに義務づけの法とすることに對しては、それが特に国字問題に関する限りにおいて賛同することは出来ない。

審議の決定は、法定であつてはならない。形はそのようであつても、それは、これから民族が使用する国字の出発線を示すものに過ぎない。この出発線から出発して、この後、不斷に改善の可能な余地をもつものである。出発線を明示することは、それをもって1には民族のすべてのものがみんなで出発してゆく出発線にすることであり、2にはこれを民族みんなの関心と努力による目標に達してゆく出発線とすることである。けだし国字というものは、民族の精神であり、民族の生活であり、いかにえれば、民族がそれによってつくり上げる文化の眞実の生命であるからである。

4 このことについて、ことばをもっていたが文字をもっていなかった日本上代人が、漢字を受けいれると、これをもって、そのことばを表記しはじめたその当初から、『古事記』や『日本書紀』、さては『万葉集』が書き上げられるようになったのは、単に一人か、あるいは幾人か、あるいは10数人による、どちらかといへば個人的な努力によるものでなくして、その当時の日本民族が民族としてもつ旺盛な意欲、精神の総表出であつたと見たいのである。もちろんこうした文字を(漢字)操作することが出来たのは、極めて限られたいわゆる貴族階級という特権階級の知識人たちであつたかも知れないが、しかしその書き上げられた作品が、国史とか記録とかいうような民族の眞実の精神や如実の生活であつたことは、明かに民族意欲、民族精神の総表出であつたことを示すものではなからうか。その証拠には、こうした『記紀』や『万葉集』の表記に満足しないで、いつとはなしに、かなを工夫して来たではないか。このかなは誰か一人がつくつたものではなく、民衆がつくり、民衆が使用しはじめたのである。民族が民族の生活をもつてその生活の中からつくつて来たものである。こうして平かなを用いた(しかし漢字と併用した)『源氏物語』

というような作品が出来て来るようになったのだと考えられるが、これは『日記』というような心覚えのものではなく、作者は読者、すなわちその当時の民衆を考慮に入れたにちがいない。そしてそれらの民衆がこれを迎え、これを讀んだのだというようなことも見のがすことは出来ないのではなからうか。文字というものは、個人々々のひとりじまいのものでなく、多勢の民衆に共通の道具であり、殊にそれら民衆相互の思想交流に欠くことの出来ない用具なのである。こうして漢字かなまじり文が、何百年間も、それは今いったたように法によってではなく、日本民族によって使用されて来たのである。

5 もちろん、すでに述べたところであるが、平安のころから、男子の間には別に法によるものはなかったが、一種の慣例で、漢文が主として行なわれたが、これは儒教の伝播や漢訳の仏典を用いた当時の流れ、というものが、そうさせたのであり、同様に女子の間には、女子であったがゆえに男子のような漢文の慣例がなく、漢字かなまじり文の使用が行なわれたので、こうした流れが鎌倉、室町から徳川にはいつて来るようになり、徳川時代から明治時代にかけて、漢文と和文の両者が行なわれるのであった。

この漢文がたとい幾変遷はあったにしても、こうして長い間行なわれたのには、中国の影響、模倣、崇拜の流れが強かったことを否定することは出来ないので、必ずしも漢文を使用しなければならぬという絶対命令が出たわけでもない。同様に、和文、すなわち漢字かなまじり文の使用も、法によって一般民衆が使用しなければならなかったというわけでもない。しかもこの漢字かなまじり文の漢字には、振がなが試みられたのが出て来るようになったのであるが、それは馬琴の小説『八犬伝』に見られることであり、また今ちょうど手もとにある宗教書『弁日余笑』を見ると、漢字片かなまじりで書かれ、漢字には振がなが施されている。

これは『読み』の上から、一部の読者の希望するものであったかも知れないが、どちらかといえば、作者自身の個人的な興味がその大部分の動機であったように考えられる。これに関連していい足したいことは、明治時代にはい

り、新聞記事に振がなが使用されたことである。これは一人にも多くに、そして少しでも容易に読ませようとしたためであろう。

ところがこのことに関連して、私の手もとに、一実験記録がある。実験を行なったのは1924年で、『読み』のパラグラフは新聞記事の一節であった。(本研究において最初に示した註、大伴茂『日本文の読みに関する実験研究』(参照)総振がなが施された記事であったが、その『読み』における眼球運動を見ると、眼球運動一停留の平均時間は7.52(単位は1/25秒)であったが(最も早いもので5.70、最も長いもので9.80)、振がなのついていない普通文では6.61であった。これで見ると、振がなつきの新聞記事では、漢字はかなによって容易に読み得たかも知れないが、読むに要した時間はより長かったといえる。また一停留において読んだ文字数は新聞記事で2.38であり、普通日本文で2.28、殆んどかわるところはないが、一停留において読んだ語数は新聞記事で0.96で、普通日本文では1.05であった。

実験結果から見た限りでは、振がなをつけた新聞記事は、より多くのものがより容易に読み得るようにとの意図で振がながつけられたようであるが、事実はその目的を達することが出来なかったようである。これはあるいは振がなをつけたことが却って禍いしたのかも知れないが、どうにせよやはり新聞記者の思いつき、あるいは一部の人の考えできめた場合、それが必しもいつも民衆すべてのものに効果的であるとはいえないということを意味し、それがためか、今日では振がななどを使用せず、どうしても振がなをつけなければならぬような漢字は、出来得る限り使用しないで、かなを使用するというようになって来ているが、これはやはり使用文字は民族のすべてのものの必要、総意、民族すべてのものの熱意ある努力によってきめられてゆくものであるということを証拠立てる一場合のように考えられる。

かくて今日の日本民族は、1000年以前からのわれわれの祖先の日本文表記に対するすばらしい着眼と見識に、ただわ

いかえれば、法だからとて今決められている法にただこれに頼りかかって従つてのみいるというのではなく、国字・国文に対してたえず民族すべてのものが民族としての関心と責任とを傾倒し、その合理性においてもまたその実用性においても、より完璧に近い日本語を完成するために努力することこそが、今日における日本民族の祖先に対して応える所以だといいたい。

十二 『縦読み』『横読み』の検討とこれらに見出される問題

茂 日本文については、更に『縦読み』と『横読み』について検討する必要がある。両者何れの『読み』も可能であることは、便利であるといえる。しかしそれだけに、その何れかに一定することも必要であろう。時には、両者の何れの『読み』をしていいか分らないことがあるからである。もちろんローマ字文の場合は、左から右への『横読み』となることはいうまでもない。

大 明治28年(1895年)6月、元良勇次郎は『横読縦読の利害について』の實驗的研究を行ない、次のような6つの發掘をなし、『横読み』が『縦読み』よりも有利なことを実証したのは有力資料の一であろう。もちろんこの発表までに10数年にわたり、諸家によってこの問題は論議された。

1 人間の眼は横に長いが、横に長いことは横読みに有利である。そしてこの眼瞼の横に長いのは偶然でないとし、人間に特有であるとする。2 視界の形状は、一眼では横に長く、两眼では縦に長い。3 網膜の視力は、横に最も發達しており、實驗結果によれば、半秒間に文字の縦読は平均32%、横読は38%。次に絵による結果は、縦に見得た絵の平均数は35%であった。例えれば、ある一人の大人男子では、50%であったが、横に見得た絵の平均数は35%であった。4 眼球運動の筋肉構造上から今もし垂直線にそつて眼球を運動せしめんとする時には、上下直筋及び上下斜筋の複合的活動によらざるべからず、したがって「エネルギー」

消費の上において、失うところなかるべからず。これによって考える時は、水平の運転は、比較上易くして、垂直の運転は比較上難し。5 第四の理由により、上・下線は左右線より長く感じる。けだし垂直の運転は難し、ゆえに比較上運転の距離を大きく思わせる傾向がある(元良はこれを幻影ということばで表現)。6 特殊な機械を利用して実験した結果、数字をもって結果を精密に著わすことが能わず、またこの実験には絵を用うるの困難もあるがゆえに、片仮名文字を速かに読得るほどの年令でなければならぬ。かくて、大人の男子では、その多くは横読をもって縦読よりも易いとした。78人中1人だけが縦読の方が容易だという結果を示した。小学校4年男子の場合を例示すると、横読の場合は全60字を全部読み、時々2字を脱したが、縦読の場合は4、6字読み、2、4、6字を脱した。(これは2字、もしくは4字、もしくは6字を読み、2字もしくは4字、あるいは6字を置いて再び読みはじめたという意味である。)(元良勇次郎『横読縦読の利害に就て』、東洋学会雑誌、195号、591—599)

しかし『縦読み』と『横読み』は、個々の文字についてだけでなく、1つの文章を読む場合について精密な研究が行なわれねばならない。

私は、大正13年(1924年)前述した如く、シカゴ大学におけるジャッド・ラバトリーに設置の、眼球運動撮影機を利用して、日本文の『読み』に関する広汎な実験的研究を試みたが、この時の研究から、『縦読み』と『横読み』の比較研究の結果を簡単に摘録することにしよう。(本研究・序説、註(4)参照)

この研究に使用した日本文パラグラフは、シカゴの如き外地であり、したがって日本文字の印刷にはさげがたい困難があり、その上被験者の採択の上にもまた少なからぬ支障があった上に、同一のパラグラフを縦印刷と横印刷との別々に印刷することが出来なかったが、たといそれがなされても、被験者の人数にも多大の制限があったので、実験は不完全であった。しかしパラグラフの程度が小学4年、5年の程度の容易なものであり、被験者がまた教育のある大人ばかりであったからこれらの被験者は共通して容易に読んだと考えられるので、実験結果が全然信ずるに足らないというものではなかった。今、比較し得る範囲において、次のような比較を試みたものを発表することにしよう。

先ず眼球運動「1停留における平均時間」を見ると漢字かなまじり文の場合は、縦読の場合と横読の場合とに殆んどかわりがない、しかし漢字片かなまじり文になると、縦読の場合も横読の場合もともに、漢字平がなまじり文よりも長く、これがかなばかりの文になると、(句切りをつけない印刷)平がな縦読が横読よりも長く、平がな横読は、漢字平がなまじり文と殆んどかわらないほど能率的である。これがまた片かなばかりの文(句切りをつけた印刷)になると縦横読ともに漢字平がなまじり文とかわりないほど能率的である。こんな点からいえば片かなばかりの文の横読みは、句切りをつけない印刷の場合も、句切りをつけた印刷の場合も、何れもにおいて能率的であるということになる。

「1停留に(時間単位は1/25秒)において読まれた平均文字数を見ると、何れのグラフの場合も、縦読の場合には横読の場合よりも、多いことを示しているが、このことは1停留で、縦読の場合は横読の場合よりも、より多くの文字数を知覚するということを意味する。

大 伴

だから一口でいえば、もちろん縦読の方が横読よりも能率的である、このことは1停留で知覚し得る平均文字数から立証することが出来る。けれども能率的だといっても、それは恐らく幼少な頃より縦読みをつづけている習慣が多分に影響しているものと考えられる。この証拠として、まだ余り慣れていないかなばかりの文の『読み』になると、『縦読み』の場合も『横読み』の場合もその1停留の平均時間も、また1停留において読まれた文字数も、ともに殆んど変りない数字を示している事実をあげることが出来るであろう。

この機会に、直接『読み』についてはないが、読むことと書くこととの不可離な関連により、石原忍(昭和38年没)の研究を参照することは、決してむだなことではないであろう。彼はその序文の中で、

『アルファベットを使っている欧米では、小学校6年を終えれば、日本の中学卒よりも、はるかに該博の知識をもっているのがふつうである。日本でも、盲人は漢字を学ばないから、小学校6年の課程を4年で終了する』とのべているのは、一面の正しさがある。もちろん該博の知識とか、小学校6年の過程を4年で終了とかいう用語の厳密な特定がないが、石原は40年にわたる科学的

研究の結果 (1) 左横書きが必要である、(2) カナ文字は左横書きに適さないこと、(3) ローマ字では多くは一音二字となって不便であることなどの理由から、ローマ字に似た新日本文字を (五十音字) を考案したのである。(石原忍「横がき仮名文字の研究」)

更にこの機会に、昭和26年(1951年)6月、国語審議会が、文書を『横書き』にする利点を指摘したことを紹介することもむだではないであろう。こうした書き方はやがて読み方に関連するからである。

1 書きやすい。2 書いたあとをこすらないですむ。3 書き終った部分が見える。4 数式、ローマ字の書き方と一致する。5 用紙の節約になる。6 つづりこみを統一することができる。7 書類を参照するときめくりやすい。8 検出しやすい。9 読みやすい。そしてこの読みやすいという点について、『読む上の優劣については『縦書き』に慣れた者にとっては『横書き』は最初はいくらか読みにくい、慣れれば『縦書き』以上に読みやすい。実験結果からいっても、『縦書き』よりも『横書き』の方が読みやすいという報告は出ているが、その反対の報告はまだ出ていない。』(『明治以降国字問題諸案集成』、975—977)

十三 平がな片かなの『読み』と『書くこと』との検討と、そこに見出される問題

平がなと片かなは、ともに日本民族が1000年も以前に早く、工夫した国字で、今日もなお使用するところである。このことに関連して考えさせられるのは、先覚者も指摘したように、韓国の吏道と諺文についてである。前者は神文王の時に僧辟聰が工夫したものであり、日本の万葉がなの如きもので、漢文の間にさしはさんだ語であるが、韓国運の衰頹とともに消滅するようになった。後者は世宗の時に工夫された一種の音符文字で、極めて簡明であり、かつ極めて精巧な文字であるが、これもまた国運の衰微に伴って多く用いられず、漢文が重要視されて、諺文は婦女子か教育の少ないものの使用に限られて今日にたったのである。国運隆昌の時に吏道の生成があり、諺文の製作があり、国運不振の時に吏道滅び、諺文がまたわずかに余命をつなぐだけの運命となるという歴史のあとを顧みるならば、か

かる文字が如何に民族すべてのもの関心と努力とによって、生成し、衰頽するかを知ることが出来るであろう。かくて私どもは、かなの使用を積極的に考へるもので、このことはすでに『八』においても述べたところである。

しかるにかなに、平がなと片かなとの二種類のあることから、これら兩者をともに使用するか、それともその何れかに特定するかの問題が生ずるわけである。そしてこれを実験的に研究するには、文字個々の場合、幾つかの文字で一語をつくっている場合、それから漢字かなまじり文の場合のように漢字と組み合わせられた各場合に及ばなければならず、これがまた単に『読み』の面からだけでなく、『書くこと』の面からも行なわれねばならないし、更に『縦読み』（および『縦書き』）と『横読み』（および『横書き』）の二方面にわたらねばならない。これらの研究については、すでに1924年（シカゴ大学において試みた私の実験）に一部試みるころがあったが、本研究につづく『第二研究』において、再び試みるころがあるであろう。

十四 日本文『読み』の学習における3、4の問題

漢字の全廢—かな表記一本が力説されるのにも、また使用漢字制限の漢字かなまじり文が主張されるのにも、更にまたローマ字文、ないし英文採用という極端な企画にも、種々の根拠はあるであろうが、その大きい根拠の1として、『読み』や『書くこと』の学習上の問題があげられるであろう。しかしながら、学習上の問題の第1、言語や文字というものは、単に生活適応における道具とのみ考えるだけでいいものでなく、民族の精神であり生命であると考えることが本当であるということ、根本的に心すべきである。言語について必ずしも『言霊』にまではいらなくてもいいし、文字について『神秘』にまで飛躍しなくてもいいが、言語や文字が民族の存続と発展と、密接に関連するものであることを根本的に理解しなければならぬ。かくの如きの言語であり文字であるのゆえに、その『読み』がし

たがって重要問題であることは、本論文の最初にも述べたところである。

学習上の問題の第2として、小学校第一年から大人にいたるまでに、現行日本文が如何に読まれるかを発達的に見ることがあげられるであろう。この場合の実験的研究では、同一のパラグラフを使用しなければならぬであろうから、パラグラフの選定には周到な留意が払われねばならない。細部にわたることは、ここには省くとして、根本的に考慮しなければならない点は、幼児から大人にいたるまでの被験者に共通して使用される内容と程度のパラグラフを留意することである。

学習上の問題の第3は、ある6学年（例えば小学校第6学年）の子供を特定し、今日の如き程度と内容の漢字制限や、かなづかいの改訂が行なわれていなかった時のパラグラフと、このパラグラフを今日の指示のように漢字を制限しかなづかいを改訂し、前者のかつて何10年か以前の子供から得た実験結果と（これら実験結果は保存されている）、後者の今日の子供に新しく実験して、獲得した実験結果を比較することにより、新旧の漢字かなまじり文の、子供の『読み』の成績に及ぼす影響を検討しようとするものである。

学習上の問題の第4は、日米両国の被験者を用い、日米同一内容、同一程度のパラグラフを用意し、A実験はこれを日米両国の高校第一学年の子供に施行し、B実験はこれまた日米両国の教育ある大人に施行し、高校第1学年から大人にいたる5カ年あるいは6カ年の期間に見出されるであろう『学習効果』を検討することから、日本文と英文との学習における相異を明かにしようとする。

学習上の問題の第5は、内容を異にする諸種のパラグラフ、例えば新聞記事、法令文、随筆、伝記、紀行文、科学記事、数学問題などを如何に読むか、またパラグラフの複雑なものや簡単なものを如何に読むかというような点を、実験しようとするものである。

学習上の問題の第6は、『読み』における疲労の問題である。達意の文を読む場合と、錯雑した文を読む場合とで

は、その疲労に相当な相異が見出し得るであろう。長時間の『読書』には短時間の『読書』によりも、またより多くの疲労を伴うであろう。

印刷物の活字の大きさ、字詰の数、行間距離、印刷の鮮明度、印刷インキの種類、紙質それから照明度などが、如何に眼の疲労に関係し、ひいては『読む』ことの上に影響を及ぼすであろうかも、相当詳細に研究されなければならないであろう。

十五 要 約

(I)

以上、日本文の『読み』について史的検討を試み、この検討から幾つかの問題を見出すことが出来た。すなわち1 かな文とかな文の『読み』、2 漢字制限の漢字かなまじり文と漢字かなまじり文の『読み』、3 口語体と文語体の『読み』、4 改訂されたかなづかい、5 平がなと片かな、6 『縦読み』と『横読み』などが、その主な問題である。

これらの問題は、何れも第1にはその合理性と実用性から検討されなければならないということが示唆された。しかしながらこの検討において、実用性を考慮に入れることが少なく、合理性に多きを求められるならば、とおったその筋目は立つけれども、その『読み』が民衆の生活にどれほど適合したものとなるかどうか疑問となるであろう。しかしまた実用性に多きを求めて合理性を等閑に附せられるというようなことになれば、言語なり、それを表記した文なりは、ある種の生活記号の役目を果たすだけで、その民衆の思想生活を深化したり、高揚したりする文化使命を果しにくいようなことになる危険があるであろう。

第2には、これらの問題の解決は、一般民衆の直接生活に密接な関係をもつものであることはいうまでもないが、

それよりもっと密接にそれが根本的に子供の学習生活に関係するものであることである。例えば、現行の漢字かなまじり文の『読み』についていえば、これがすでに(これを学習して来た)大人の生活に密接に関係していることはいうまでもないが、それよりもより根本的な問題として、子供の義務教育において、この漢字かなまじり文の『読み』を如何のように学習しているか、また如何のように学習することがより望ましいかの解決を求めていることである。教育というものがある特権階級あるいはある特殊階級に限られないで教育一般化ということになれば、当然に日本文はその何れもの子供が容易にそして正しく学習し得るようにならねばならないし、更にまたこの漢字かなまじりという日本文の『読み』にこだわることなく、よりすぐれた日本文の『読み』の生成に導びかれねばならないであろう。

第3には、何れの表記様式の日本文、ないしその『読み』も、いつも1人2人の個人的な工夫、あるいは限られた1人2人の権力によって、そのように結果したのでなく、民衆の総意というか、民衆の生活というか、民衆の文化的意欲の結集によって、そのように結果したという点である。史的検討の私どもにおしえるものは、日本人の言語、日本人の日本語、その日本文の『読み』は、その時代々々の民族のつくるところのものであり、またつくってゆくところのものであるということである。

第4には、したがって日本語、日本文、ないし日本文の『読み』ないし日本文を『書くこと』は、日本民族の精神であり、日本民族の品格を示現するものであって、そしてこのことは日本文の1000年にわたる変遷、というよりも1000年にわたる不断の発展によっておしえられる。

(II)

史的検討の結果は、次のような提言となる。

1 合理性と実用性と民族性の具備

提言の第1は、日本語、日本文、日本文を『読むこと』、日本文を『書くこと』には、合理性と実用性の上に、更に民族性が具備されなければならないということである。論者はよく合理性を主張し、実用性を力説し、民族性を指摘する。しかし識者はいつもこれら3つの基礎要件をあわせて究明し主張する。その何れかが忘れられる時は、日本語、日本文、日本文化ないし日本国運の正しい発展が期せられないからである。

2 正しい日本語の使用

提言の第2は、正しい日本語の使用である。日本文の表記が正しい日本語の表記であるならば、それがかな一本で表記されていようと、ローマ字一本で表記されていようと、漢字かなまじりで表記されていようと、先ずそれは正しく読めるはずである。もちろん漢字かなまじりで表記されている場合は、その漢字が正しく読むことの出来るように学習されていなければならない。これが学習上の大きい問題とされているのであるが、その『読み』を学習する前に、正しい言語が学習されていなければならないはずである。かな文の『読み』の場合は、いうまでもなく正しい言語をそのままに表記したかな文であることである。特殊な例ではあるが、こんな例を掲げることは何かの参考になるであろう。

ドイツの天才ヴィッテは、出生以来その父の特別な教育を受けたが、もちろんそれは強制的なものではなかった。彼は、5、6才のところには3万の言語を習得していたといわれている。日本でもアメリカでもそのころの幼児は普通はだいたいにおいて3千前後だと調査されているが（日本の久保良英は5才児で2050、6才児で2289、アメリカのスマス教授は5才児で2072、6才児で2562と発表した）、これは日本では1922年、アメリカでは1926年の調査であるから、今日では言語の数も増しているであろうから約3

千と見られる)、約10倍のことは数である。そしてこのヴィッテの習得した言語は正し、言語であったというから、彼が6才のころ、数カ国の外国語で書かれた書物(それは童話のようなものでなく、大人の読むような思想的なものをも包括して)を自由に読んだと、彼の父はヴィッテの幼児のころの教育を書いた書物に、記載しているが、このことはヴィッテが知能にすぐれていたことにも起因することであろうが、また3万もの言語、それも3万もの正しい言語を習得していたということや、他方に彼の読んだ外国語は、ドイツ語も、フランス語も、英語もすべて、音符文字で表記されていたために、5、6才の幼児といえども、正しく発音することが出来れば、正しくその意味を理解することが出来たはずだということなどが示唆されるであろう。

3 現行の漢字かなまじり文を暫定的に肯定する

提言の第3は、現行の漢字かなまじり文を暫定的に肯定するということであるが、このことは文字通り暫定的に肯定する意味である。この漢字かなまじり文が、たとい国語審議会で決定され、訓令をもって義務教育において行なわれるものであっても、最後の理想的なものであるとせず、したがって一時的に肯定するだけで、いわば最終への出発線とするものである。

出発線がいい加減な出発線でない限り、出発線そのものについて、同じような論議を繰返しての最後のな変更を追うことをやめなくてはならない。もちろん最終のゴールでないのであるから、変更はあり得るし、また変更するのも当然のことである。出発線はあくまでも出発線である。この出発線から出発して進歩的な変更へとすすんでゆくのである。しかし漢字かなまじり文を出発線とするという意味は、かな一本の表記に強力な原拠を見出すことがあっても、これをもってただちに漢字かなまじり文をかえてしまうということをしなないで、この漢字かなまじり文をどこまでも一先ず確実な出発線としようというのである。今引き合いに出したかな一本の表記に、たとい筋の通った合理性と実用性が見出されるにしても、これを今ただちに法定によって、一般民衆に強制することは、妥当ではない。出発

線の根本的な変更をなそうとする前に、採らねばならぬ幾つかの順序のあることは、『八』においてすでに指摘したところである。かな一本の表記にするというようなことは、民衆が自然にそして当然に決定してゆくことで、だからその時をまつよりも、漢字かなまじり文を一先ず出発線とし、ここから進歩的変更を繰返しつつ、最終のゴールに到達してゆくことの方が、より自然であり当然だとするのが私の態度である。

しからば、如何ようにしてこの最終のゴールに近づいてゆくかということが問題となるであろう。

4 科学的方法によって、最終のゴールに近づいてゆく

提言の第4は、科学的研究をすすめることである。科学的研究は私の研究においては、重要な使用をもつもので、1しばしば述べて来たように科学的研究の本質は、その結果の如何にあるというよりも、その方法のより科学的であるというところにあるものである。それはその方法がより科学的であってこそ、より科学的な結果が得られるからである。2科学的研究は研究方法のすべてではないが、有力な研究方法であるといえる。3そして科学的研究は繰返しに行なわれねばならない。決論に急ぎ過ぎることは危険な誤りをもたらすであろう。4また漢字かなまじり文の『読み』のような問題は、象牙の塔の実験室でのみ行なわれるものと速断してはならない。民族すべてのものの関心と総力によって解決されてゆくもので、研究はしたがって、どこまでも民衆と関連し、その民衆の生活そのものの中において行なわれなくてはならない。5かくてこの科学的研究は、最終のゴールへの到達のために、一歩々々すすめらるべきであって、研究のために研究するというような性質のものであってはならないはずである。

科学的研究は次のような3種の方法によって遂行される。
第1は、歴史的社会的な方法である。

本論文は主としてこの歴史的社会的な方法によって遂行された。日本文の『読み』を、歴史的に社会的に追及し、そ

の合理性と実用性と民族性を検討して、そこに幾つかの問題を見出して来たのである。これらの問題解決のために更に次のような第2、第3の方法を採択する。

第2は、すなわち測定的統計的方法である

日本文の『読み』を大量の被験者について、測定的統計的に研究するもので、私は昭和2年(1927年)以来、私の主宰する教育研究所において、全国的にこれを遂行して来た。この研究結果は、拙著『教育診断学』上巻(昭和3年、1928年、培風館)、『教育測定の原理と方法』(昭和6年、1931年、培風館)に発表し、後者には1930年10月施行の『神戸市全児童』の『読書成績の測定的研究』の主要結果を収録した。(これらの著書は、私の測定実験した結果の論文集である)第3は、すなわち心理的実験的研究である。

心理的実験的研究は、主として読む時の眼球運動をフィルムに撮影し、この撮影記録により、日本文の『読み』の過程を分析研究するもので、シカゴ大学において実験した結果は、1924年、同大学において発表した(本論文、序説、註(2)、1968年以降、甲南女子大学において実施した『漢字かなまじり文の「読み」に関する眼球運動の撮影記録による実験的研究』は、『日本文の「読み」に関する実験的研究の第II研究』として発表するもので、現行漢字かなまじり日本文は、如何ように読まれているか、またこれを如何ように読むことが最も望ましいか、更に出来るならば如何なる表記の様式にすることが、この実験の限りにおいて最も望ましいかを検討しようとする。